

新型コロナウイルス感染症関連情報

ワクチン

12月1日から新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種が始まります

新型コロナウイルスを2回接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともにワクチンの効果が低下すると報告されていることを受け、国は希望する18歳以上の全ての方にワクチンの追加(3回目)接種を実施することとしました。

対象となる方

2回目の接種完了から、原則8カ月以上経過した18歳以上の方

案内などの送付

追加(3回目)接種については、集団接種を中心として実施する予定です。対象となった方に、順次案内を送付します。

接種方法

送付する案内でご確認ください。

案内が届かない場合

次の方は、コールセンターまでお問い合わせください。別途申請が必要となる場合があります。

- ① 2回接種完了後、転入された方
- ② 製薬メーカーの治験や海外で2回接種した方

※①、②に該当する方は、接種履歴が確認できないため案内を送付できません。

③その他、2回目接種を完了した日から8カ月以上経過したにもかかわらず案内が届かない方

※医療従事者などの方で、市の送付時期より前に勤務先医療機関などで接種される場合も、連絡ください。

市の新型コロナウイルスワクチン接種状況

(11月16日時点)

- ・ 1回目接種済み
接種者数 3万4719人
接種率 88・2%
- ・ 2回目接種済み
接種者数 3万4233人
接種率 86・9%

※2回接種が完了していない方で接種を希望される方は、コールセンターへご相談ください。

問／新型コロナウイルスワクチン接種

コールセンター(平日8時45分～17時)
(☎0570-060567)



支援

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

5月または7月に申請不要の方には給付金を支給していますが、次に該当する方は、申請が必要になります。給付額／児童一人あたり5万円

ひとり親以外の低所得の子育て世帯分

次の(1)または(2)に該当する場合。

(1)支給対象者が次のいずれかの場合

- ① 令和3年度住民税(均等割)が非課税または免除で、児童手当の受給者が公務員の方
- ② 令和3年度住民税(均等割)が非課税または免除で、1月2日以降に転入した方
- ③ 令和2年分所得税確定申告または令和3年度住民税の申告が済んでいないために、6月15日時点で住民税非課税の確認ができなかった方

④ 新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、令和3年度分の住民税(均等割)非課税者と同様の事情にある方

(2)7月に申請不要で受給した方で、次の支給対象児童がいる場合

- ① 中学校修了後～18歳の年度末の児童
- ② 令和3年4月1日～4年2月28日に出生した児童
- ③ ①か②以外で、令和3年5月～4年3月のいずれかの月の分の特別児童扶養手当の対象となった児童

ひとり親世帯分について

次のいずれかに該当する場合。

- ① 公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方。(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります)
- ② 新型コロナウイルスの影響により、家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方

申請期限／2月28日(月)

※申請方法や支給方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問／子ども福祉課(☎内線396)

※11月18日時点の情報です